

本県版一時金第4弾Q & A

《1 制度全般について》

1. 今回の一時金はどのような趣旨で交付されるものですか。

- 福島県まん延防止等重点措置等（以下、本措置）に伴う飲食店への営業時間短縮や新型コロナウイルス感染症（以下、新型感染症）の拡大や長期化による直接的な影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等を支援するために交付するものです。

2. 交付額はいくらですか。

- 経営規模や法人経営・個人経営にかかわらず一律30万円となります。
なお、1事業者につき、1回限りの交付となります。

※福島県まん延防止等重点措置の延長に伴い、交付額が一律20万円から10万円増額し、一律30万円となりました。

《2 交付対象者について》

1. どのような交付要件となりますか。

- 主な交付要件は以下のとおりです。
 - (1) 県内に本社又は本店のある中小法人・個人事業者等
 - * 事務所または店舗の所在地及び納税地が福島県であることが必要です。
ただし、福島県内のみ店舗を有する個人事業者に限り、本要件を満たすものとみなす。
 - (2) 令和3年12月31日以前から事業を行っており、申請時において事業を継続していること。
 - (3) 本措置に基づく要請に伴い、
 - ①飲食店と直接・間接の取引があること
 - ②新型感染症の拡大や長期化による直接的な影響を受けたこと
 - (4) 令和4年1月、2月又は3月（以下、「対象月」という。）の売り上げが平成31年から令和3年のいずれかの同月（以下、「基準月」という。）の

売上げと比較して30%以上減少したこと。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、別表1に定める月の売上げと対象月の売上げを比較することができる。(以下、「特例措置」という。)

(ア) 対象月の売上げが基準月の売上げと比較して30%未満の減少である場合

(イ) 令和3年2月2日から令和3年12月31日までに創業している場合

(5) 本措置の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと。

別表1	
(ア) 対象月の売上げが基準月の売上げと比較して30%未満の減少である場合	
特例措置により対象月と比較する月	
令和3年10月から令和3年12月までのいずれかの月	
(イ) 令和3年2月2日から令和3年12月31日までに創業している場合	
創業時期	特例措置により対象月と比較する月
令和3年2月2日から令和3年10月1日までに創業している場合	令和3年10月から令和3年12月までのいずれかの月
令和3年10月2日から令和3年11月1日までに創業している場合	令和3年11月又は令和3年12月
令和3年11月2日から令和3年12月1日までに創業している場合	令和3年12月
令和3年12月2日から令和3年12月31日までに創業している場合	令和4年1月

2. 福島県外に本社があり、福島県内に支店があります。この場合、交付対象となりますか。

- 交付対象となりません。
- ただし、フランチャイズ契約を締結し、県内で事業を展開する県内中小事業者は、「県内に本社又は本店がある中小法人・個人事業者等」の要件を満たすものとします。
- また、個人事業者で、納税地（居住地）が福島県外にあっても、福島県内の

みに店舗を有する事業者に限り、本措置による直接的な影響が大きいと認められることから、「事務所または店舗の所在地及び納税地が福島県であること」の要件を満たすものとしします。

3. 自分の業種が対象となるか教えてほしい。

- 業種で判断するのではなく、売上が減少した理由（本措置に基づく要請による影響を受け、売上が減少したか否か）で判断することから、申請いただいた内容を確認し、交付対象となるか判断します。
- そのため、コールセンター等でも、個別の業種が一時金の対象となるかについて、お答えすることはできません。
- なお、影響の区分ごとに申請が想定される業種は以下のとおりです。
 - ① 県内の飲食店と直接・間接の取引がある事業者
→ 飲食店への卸売業者、生産者（農業、漁業等）、飲食料品製造者（酒造、食品加工事業者等）、飲食店消耗品製造業者（割り箸、おしぼり業者等）、飲食店向けサービス提供者（機材リース、クリーニング等）などを想定。
 - ② 新型コロナウイルスの拡大や長期化による直接的な影響を受けた事業者
→ 宿泊業（旅館、ホテル等）、観光施設（土産物店等）、交通事業者（タクシー、運転代行等）、サービス業（理美容室等）、飲食業（営業時間短縮要請の対象店舗を除く） など
- ただし、上記以外にも①飲食店と直接・間接の取引がある事業者、または②新型コロナウイルスの拡大や長期化による直接的な影響を受けた事業者など、本措置により影響を受けた事業者と認められた場合は対象となります。

4. 要件とされている、直接または間接の取引がある飲食店の範囲を教えてください。

- 本措置に伴う、営業時間短縮要請の対象となった飲食店を指します。

5. 一時金の対象外となる、本措置における営業時間短縮要請の対象事業者とは、具体的はどのような事業者を指しますか。

- 飲食店営業許可を受け、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行う飲食店等が該当します。

6. 新型コロナウイルスの拡大や長期化による直接的に影響を受けたとは具体的にどのようなものでしょうか。

- 対面または直接商品やサービスを提供する事業者又はその事業者と直接取引のある県内事業者など、本措置に伴う飲食店の時短営業や新型コロナウイルスの拡大等により人流が減少したことで、販売等の機会が減り、売上が減少した場合などを指します。
- ただし、部素材の供給不足や出勤者数の削減など、本措置に基づく影響による売り上げ減少と判断できないものは、一時金の交付対象となりません。

7. 県内の取引事業者が新型コロナウイルスの拡大や長期化による直接的な影響を受けたことにより、自社の売上が減少しました。この場合は一時金の対象になりますか。

- 取引先が、対面または直接商品やサービスを提供する県内事業者であり、その事業者との直接取引がある場合には対象となります。

（対象となる例：工芸品や野菜等を作り、観光施設（土産物店、道の駅等）へ卸している事業者 など）

8. **令和3年3月2日に創業したため、前年の1月から3月の売上がありません。この場合、いつの売上と比較すればよいでしょうか。**

- **令和3年3月2日以降に創業した事業者については、特例措置として令和3年10月から12月までのいずれかの月の売上と比較を行ってください。
なお、創業時期による特例措置については、「売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第4弾）申請受付要項」別表1をご覧ください。**

9. 飲食店を営んでいますが、通常午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業をしておらず、本措置に基づく時短営業要請の対象ではなかったため、協力金も受けていません。この場合は、今回の一時金の対象にはなりませんか。

- 夜間時間帯の営業をしていないなど、時短営業要請の対象ではない飲食店について、本措置により影響を受けた場合に一時金の対象となる可能性があります。

- なお、飲食店における、通常の営業時間ごとの一時金交付の可否の例は次のとおりです。

通常の営業時間	一時金交付の可否
午前11時～午後8時	○
午後5時～午後8時	○
午前11時～午後9時	×
午後8時～午後11時	×
24時間営業	×

10. 本措置の営業時間短縮要請で時短営業協力金を申請しましたが、交付要件を満たさないため、不交付となりました。この場合、一時金は交付対象となりますか。

- 本措置の営業時間短縮要請の対象事業者であれば、交付対象となりません。
 ○ ただし、不交付の理由が「対象事業者でないこと」(夜8時～朝5時までの時間帯に営業していない等)である場合は、一時金の対象となる可能性があります。

11. 複数店舗を営んでいる事業者は、店舗ごとに交付を受けられますか。

- 事業者単位で交付しますので、経営店舗数が複数であっても一律 **30万円** となります。

12. 宿泊業と食品加工業など1事業者で異なる2つ以上の業種を営んでいる場合は、売上は業種ごとに計算するのでしょうか。

- 売上の計算は、事業者単位で行います。
 ○ 単独業種では比較対象月と比べて30%以上減少していても、事業全体では比較対象月と比べて30%以上減少していない場合は対象外となります。
 ○ また、1事業者が複数の事業を営む場合において、本措置の営業時間短縮要請の対象事業が含まれる場合には、一時金の交付対象外となります。

13. 1年のうち特定の時期に売上が集中し、例年1月から3月は売上が無い場合、一時金を受け取ることはできますか。

- **本措置による影響を受けた事業者が対象となるため、1月から3月のうち、いずれも売上減少が確認できない場合は対象外となります。**

14. 同一の事業を継続していますが、令和4年1月以降は売り上げがありません。一時金の交付対象外でしょうか。

- 令和4年1月以降の売り上げがなくても、事業継続している方は、他要件が合致すれば一時金の交付対象となり得ます。
- ただし、自己都合のための休業等、本措置に基づく影響による売り上げ減少でない場合、一時金の交付対象となりません。
- 申請時点まで事業継続していることがわかる資料を添付して申請してください。

例：直近のイベントチラシ、仕入伝票の写し、
業務委託契約書の写し（派遣事業者等から受託している場合）、
給与明細書の写し（事業の対価が出来高払いの給与の場合） など

15. 特定非営利活動法人（NPO）は交付対象となりますか。

- 中小企業基本法上の「会社」以外の法人についても交付対象とすることとしております。ただし、NPO法人をはじめ、一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人、協同組合等の会社以外の法人については、法人の収益事業によって得られた収入のみを対象とします。
- 別途、追加の書類の提出を求める場合があります。

《3 交付申請手続きについて》

1. 申請はいつ受付してもらえますか。

- 令和4年2月10日（木）から受付します。
なお、令和4年2月を売上の対象月とする場合は、令和4年3月1日から、令和4年3月を売上の対象月とする場合は、令和4年4月1日からの受付となります。